

## 成年年齢について

内閣委員会 専門員

こばやし ひでゆき  
小林 秀行

第 166 回国会において、憲法改正手続を定める、いわゆる国民投票法案が成立、公布された。議論の対象であった国民投票の投票権者は、原則「満 18 年以上」となったが、附則において「年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え」ることとし、「法制上の措置が講ぜられ」るまでの間「満 18 年以上」とあるのは「満 20 年以上」とされた。

検討を要する関係法令は、「20 歳（年）以上」ないし「20 歳（年）未満」と明示されている法律としては、民法、公職選挙法、少年法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法など約 30 本、条文に具体的な年齢が明記されず、「成年」ないし「未成年」と表記されている法律は 100 本以上にのぼり、条項の数ではゆうに 700 を超えるといわれている。

これを受けて、内閣は、関係法令を精査するため各府省の事務次官等からなる「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を立ち上げた。同委員会では、今後各府省において対象法令をリストアップした後、改正の是非を含めて検討し、最終的には平成 22 年（2010）の国民投票法施行までに必要な法整備を行うこととしている。

憲法においては、公務員の普通選挙は「成年者による普通選挙を保障する」として具体的な成年年齢には言及しておらず、公職選挙法では、民法の成年年齢に関連づけられて、選挙権年齢を満 20 年としている。満 20 年を成年とする制度は、明治 9 年（1876）の太政官布告に始まり、紆余曲折を経て、明治 29 年（1896）に制定施行された民法に引き継がれた。選挙権が満 20 年とされたのは、昭和 20 年（1945）の衆議院議員選挙法からであり、旧少年法の全面改正により、少年法における成人が 18 歳から 20 歳に引き上げられたのは、昭和 23 年（1948）である。

参政権としての選挙権は、国会図書館の調査によれば、世界 189 力国・地域中 166 力国において 18 歳（16～17 歳も含む）以上であり、サミット参加 8 力国では日本だけが 20 歳以上である。また、若年層の政治的関心を喚起して社会的参画を促し、少子高齢社会における年金、医療、財政再建など世代間調整への制度設計に係る若年層の参画との観点から、参政権はできるだけ多くの人に認めるべきであるとして 18 歳以上を肯定的にとらえる意見もある。一方では選挙権年齢の変更は、被選挙権年齢、選挙運動年齢など選挙制度全般の在り方にも関わるものであり、また、民法における行為能力、婚姻年齢などに影響を与え、社会の枠組みを変えかねない要素を内包しており、他の制度との整合性も視野に入れた観点にも配慮すべきものである。そもそも、各法律における年齢は、政治、社会、文化、歴史的沿革などを反映して制度が構築されたものであり、今後国民的な議論も踏まえた各府省における真摯な検討を期待したい。